

2025 6.15

JCCA TSUKUBA MEETING

EARLY SUMMER

特別規則書

公 示

本競技会は国際自動車連盟(FIA)国際モータースポーツ競技規則及びその付則、並びにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)国内競技規則及びその細則に従い、本特別規則および筑波サーキット4輪一般競技規則に従って準国内競技として開催される。

1:競技会の名称

JCCA筑波ミーティングアーリーサマー

2:競技種目

4輪自動車によるレース競技

3:大会格式

JAF 公認 準国内

4:オーガナイザー

ジェーシーシーエー(JCCA)

代表 岡 政由

埼玉県朝霞市西弁財2-3-2鈴也ビル105 TEL048-458-6660

日本ダットサンクラブ東京(NDC-TOKYO)

代表 片山 忠夫

神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡 1-8-1 TEL0296-44-3146

5:開催場所

筑波サーキット 国内公認レーシングコース(全長2,045m)

茨城県下妻市村岡乙158 TEL0296-44-3146

6:開催日

2025年6月15日(日)

7:大会役員

大会会長 岡 政由(日本クラシックカー協会代表)

組織委員長 高杉 直成(ジェーシーシーエー運営委員長)

組織委員 宮尾 弘之(ジェーシーシーエー運営委員)

〃 岡 俊太(日本クラシックカー協会)

8:大会審査委員会

審査委員長 篠 崎博(チームワンポイント)

審査委員 鎌田 耕造(チームワンポイント)

9:競技会特別役員

ディレクター 岡 俊太(日本クラシックカー協会)

10:競技会役員

競技長	宮尾 弘之 (副)遠藤 純、加藤 猛
コース委員長	谷中 利彦
管制委員長	渡邊 法網
計時委員長	中島 ゆかり
技術委員長	杉本 敦彦
救急委員長	仁ノ平 昌彦
ピット・グリッド委員長	山本 剛
パドック委員長	立石 武明
大会医師	平松 玄太郎
事務局長	高杉 直成

11:競技内容

決勝周回数12周のスプリントレース

天候等によりオーガナイザーの判断で周回数を減算する場合がある。

12:参加できる車両

2025クラシックカーフェスティバル特別車両規定第1章、第1条および第6章、第1条に定める車両。

13:レース区分/クラス区分

- 1) Historic Masters Race : 特別車両規定第4章の車両。付則第1項のS65、S68に該当し、使用タイヤをダンロップ社製のCR65に限定したレース。
排気量1310cc を境にClass1と2に分ける
- 2) Pレース : 特別車両規定第3章の車両。附則第1項のP68およびP75で区分され排気量1300cc を境にクラスを1と2に分ける
- 3) Sレース : 特別車両規定第4章の車両。付則第1項のS65、S68およびS75で区分され排気量1310cc を境にクラスを1と2に分ける
- 4) Fレース : 特別車両規定第5章の車両。排気量1310cc／2400cc を境に3クラスに分ける
- 5) TS CUP : 特別車両規定第6章のTS CUPの車両。下記のクラスで構成される。
 - ①MINOR TOURING CLASS RACE (EXPERT/TS-1/TS-2)
 - ②CLUBMAN CLASS RACE (TS-1/TS-2)

TS CUP エキスパートクラス参加条件

- A. 2007年以降に開催されたTS CUPの総合優勝経験者(クラブマンクラスを除く)
 - B. 国際B級ライセンス保持者および保持経験者、またそれに準じるとJCCAが認めたドライバー
 - C. 全日本格式競技への出走経験者、またはそれに準じるとJCCAが認めたドライバー
- ※TS-1 クラスに該当し上記A.B.Cいずれかの条件を満たしているドライバーは任意に選択できるものとする

◆レース区分および賞典の合併/中止について

各レースの出場台数が少ない場合、レース区分および賞典を合併、変更あるいはそのレースを中止する場合がある。

14:競技参加ドライバーの資格

競技開催年度のJAF国内競技運転者許可証A以上を所持するもの

15:募集台数および決勝出場台数

各レース共:30台(TS CUP のみ26台)

16:参加申込期間および申込先

①参加申込締め切り

2025年5月16日(金) 必着

②参加申込先

〒351-0021埼玉県朝霞市西弁財2-3-2鈴也ビル105

日本クラシックカー協会 筑波ミーティングサマー事務局

TEL 048-458-6660

③参加申込に際し下記の書類に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

- 1) 参加申込書(誓約書と参加ドライバーが20歳未満の場合、親権者の捺印を含む)
- 2) 改造申告書
- 3) 参加料(JCCA会員で自動振替手続きを行っている場合は、その旨を申込書の当該欄に明記のこと)

17:参加料

JCCA会員／39,000円 一般／44,000円 ※消費税、オーガナイザー付保の傷害保険料を含む。

18:保険

オーガナイザー付保の傷害保険(100万円分)以外にドライバーは900万円以上、ピットクルーは各々400万円以上のレースに有効な保険に加入していなければならない。すでに加入済みの者は、その旨を定められた書式によって申告すること。(JMRCスポーツ安全保険に加入済みの場合も有効)

加入保険金額が上記金額に満たない者あるいは未加入の場合は、オーガナイザーの指定する保険(JMRC)に加入しなければならない。

※ドライバーおよびピットクルーがレースに有効な保険に未加入の場合、オーガナイザーの取り扱う保険料は次の通り。

1.ドライバー……1名補償額2,000万円、掛金3,500円 年度間有効(4月～3月)

2.ピットクルー……1名補償額500万円、掛金1,500円 大会当日のみ有効

(JAF競技ライセンス所持者は1.のドライバー用保険に加入できる)

3.65歳以上のドライバーはJMRC見舞金制度とJMRCスポーツ安全保険区分の加入となる。

1名補償額1,100万円(見舞金制度500万円、スポーツ安全保険B区分600万円)

掛金6,000円 年度間有効(4月～3月)

19:参加受理

①オーガナイザーは申込書類の完備している者より、先着順にJCCA個人、クラブ、賛助会員、を優先し参加受理書によって参加許可および当日の集合時刻を通知する。

②参加受理された参加者にはドライバー1名分とピットクルー3名分、他に参加車両1台の車両通行証、サービスマーカー1台の駐車券が発行される。

③オーガナイザーは理由を明示することなく参加申込を拒否できる。この場合、送付されたもののうち参加料のみを全額返還する。

④すでに参加申込をした者、または受理書を受領した参加者が参加取り止めを希望する場合、大会事務局にその旨通知をした期日により下記のように処理される

1)申込期間内…返還事務手数料1,000円を差引き返還する

2)申込期間後…参加料は返還されない

20:参加誓約について

競技参加者および競技運転者、同乗者およびピット要員はそれぞれ競技参加にあたり、下記の誓約文を承知していなければならない。

I:私は、本大会特別規則をはじめ国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加者利用についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を受けることがあっても、日本自動車連盟(JAF)をはじめ競技関係者(団体および個人)の方々に対していかなる責任も追及することはしません。

以上、誓約いたします。

また、国内競技規則8-7の3)項に定める競技運転者は、次の様式の誓約文に署名しなければならない。

私は本競技会において自動車の正常な操縦に支障を招くような身体の障害がある場合は、この旨を日本自動車連盟(JAF)に申告、身体障害者に対する競技運転者許可証を交付されていなければ、競技に参加することはできないということを承知しております。

II:本大会に参加する参加者、運転者、要員の氏名、参加車両の画像、映像、競技結果などを報道、放送、掲載の権限をオーガナイザーが持つことを承認いたします。

なお、私たちの過失に因ってコースおよび関係施設、機材、車両などに損害を与えた場合、その損害について弁償いたします。

21:誓約書の署名

ドライバーは、参加申込書に記載された誓約事項を承認し、その証しとして署名、捺印をしなければならない。

22:車両の交換、ドライバーの交替

参加申込締切り後の車両の交換、ドライバーの交替は開催日の受付時までとする。

なお、車両交換は同じクラス内でなければならない。

23:公式車両検査

①公式車両検査は公式通知に示された時間にしたがって、サーキット内の車両検査区域で行われる。

②ドライバーは公式検査時に、JAF国内競技車両規則第5編「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する細則」に従い、下記の点検を受けなければならない。

1) 有効な競技運転者ライセンス

2) 競技用ヘルメット:国際モータースポーツ競技規則附則J項のテクニカルリストNo25、33、41、49、69に記載された基準適合のヘルメットの装着が義務付けられる。

尚、製造後10年を経過したものは使用できない。

3) レーシングスーツおよびシューズ、グローブ:JAF/FIA(FIA基準8856-2000または8856-2018)公認の耐火炎の物の着用が義務付けられる。

ただし、ホログラムの貼り付けが無いJAF/FIA(FIA基準8856-2000)公認のレーシングスーツは使用出来ない。

4) バラクラバおよびソックス:JAF/FIA(FIA基準8856-2000または8856-2018)公認の耐火炎の物の着用を義務付けられる。アンダーウェアは、JAF/FIA(FIA基準8856-2000または8856-2018)公認の耐火炎の物の着用が望ましい。

③FHRシステム(HANS)について:FクラスおよびTS CUPは着用を義務付けとするが、MastersおよびP、Sクラスは着用を推奨とする。

④公式車両検査後の車両持ち出しを伴う修理および調整については、必ず技術委員長の許可を受けた上で行われなければならない。

⑤公式車両検査を受けない車両およびドライバー、または検査の結果不適当と判定された車両、ドライバー

は公式予選、決勝のいずれにも参加できない。

⑥技術委員長は検査の結果、不適当と判断した箇所について修正を命じることができる。

⑦修正を命じられた車両は、車両検査時間内に再検査を受けなければ出走できない。

⑧技術委員長は、車両検査の時間外であっても随時必要に応じて競技車両の検査をすることができる。

⑨Pクラスは特別車両規則付則第3項使用禁止タイヤ追加に関して各メーカーより新製品として販売されるもので、従来のS/Rタイヤに相当(技術委員会、組織委員会が判断)する場合は、使用禁止タイヤとして随時追加発表する。新製品の使用については購入前に事務局に問い合わせること。

⑩Sクラスは予選、決勝とも同一タイヤを使用しなければならない。天候等によりオーガナイザーが認めた場合はこの限りでない。使用禁止タイヤについては、特別車両規則付則第3項使用禁止タイヤに準じる。

⑪FクラスおよびTS CUPは天候等によりオーガナイザーの判断でスリックタイヤの使用を禁止する場合がある。

24: 公式車両検査後の車両の移動

①公式車両検査後の参加車両は、指定場所(通常はパドック)から移動することはできない。

②公式車両検査後の車両の整備は次のものに限り許される。

タイヤのエアチェック、プラグの交換、各油脂等の給油および入れ替え等や部品の交換および取り外しを必要としない軽作業(キャブレターの調整は可)は許される。それ以外の作業は、必ず技術委員長の許可を受けた上で行われなければならない。

③何らかの理由で車両を指定場所以外へ移動する場合は、その理由をドライバー自身で所定の書式に理由を明記し、技術委員長に提出し承認を得た上で、走行前までに再車検を終了していなければならない。

25: 競技番号(ゼッケン)

①参加車両は競技番号を付けなければならない。競技番号は参加者の希望を優先するが、最終的にはオーガナイザーが決定する。

②オーガナイザーによって定められた競技番号を車両のボンネット、トランクリッド、左右の前部ドアに参加者自身で車体色と対称的な色で明確に掲示すること。競技番号はゴシック体とし、線の太さは5cm以上、天地35cm以上とする。(車体後部はこの限りではない)

26: ピット関係

①参加者には大会事務局よりピットが割り当てられる。参加者は各自のピットに対して責任者を定め登録しなければならない。

②ピットクルーはピット責任者を含め、参加車両1台につき満18才以上の者を最低1名、所定の書式(参加申込書)によって登録しなければならない。

27: ドライバーズ・ブリーフィング

出場ドライバーは、タイムスケジュール(公式通知)に示された時間前にブリーフィングルームへ集合、出席しなければならない。

これに遅刻、欠席した場合は、再ブリーフィング料5,000円を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

28: ドクターチェック

出場ドライバーはタイムスケジュール(公式通知)に示された時間内に、医務室において大会医師の診察を受けなければならない。なお、状況により参加を認められない場合がある。また、所定の時間内に診察を受けていないドライバーは競技への参加を認めない。ダブルエントリーの場合は、両レースのチェックを一度に受けることができる。

29: 公式予選

①公式車両検査に合格しない車両は公式予選に出場できない。

②公式予選の義務周回数は1周以上、そのうちの最高ラップタイムによってスタート順位を決定する。

- ③公式予選の義務周回数に満たない場合は、競技長の判断と競技会審査委員会の承認によって予選不通過車に対し最後尾よりスターティンググリッドを与える場合がある。その場合、当該ドライバーは出走嘆願書を競技長宛てに提出しなければならない。

30:スタート

①スタートは原則としてスタンディングスタートとする。

②スタート進行要領

- 1) 決勝出場車両は自走で競技役員およびピット要員の誘導に従い、予め定められたスタート位置に正しく停める。(エンジンは停止)
- 2) スタート3分前の表示でドライバーおよび競技役員以外の全ての者はコース上から退去しなければならない。スタート1分前にエンジンを掛け、フラッグタワーの緑旗のスタート合図でフォーメーションラップを開始する。フォーメーションラップ中は一切の追い越し行為を禁止する。
- 3) フォーメーションラップにスタートできなかったドライバーは、手を挙げてその旨を知らせなければならない。フォーメーションラップにスタートできなかった車両は全車スタート後、競技役員により押し掛けかピットに押し入れピットスタートとなる。ピットスタートの車両のスタート方法は7)に準ずる。
- 4) フォーメーションラップ中に正しい位置を保つことができない車両は、隊列の最後尾スタートとする。フォーメーションラップ走行中に一旦最後尾についた車両は、スタートまで一切の追い越しを禁止する。
- 5) フォーメーションラップ中にスタート練習や著しく隊列を乱してはならない。
- 6) フォーメーションラップ終了後、各車定められた位置に停止し、エンジンを掛けたまま待機、全車がグリッドについていることを競技役員が確認した後、赤ランプが点灯され、その後2～3秒経過の間に赤ランプが消灯する。その瞬間をもってスタート合図とする。この間にエンジンが停止してスタートできないドライバーは、手を挙げてその旨を合図すること。この場合全車スタート後競技役員によって押し掛けかピットへ押し入れる。ピットスタートの車両のスタート方法は7)項に準じる。
- 7) ピットスタートとなった車両は、全車スタートした後に競技役員の指示によりスタートしなければならない。

31:反則スタート

- ①スタート合図以前に所定の位置から前進したと競技役員によって判定された場合は、反則スタートとなり、これに対する抗議は受け付けられない。
- ②反則スタートに対する罰則は、競技会審査委員会の決定により罰則が科される。

32:燃料および油脂類、水の補給

- ①燃料は一般に市販されているものならば銘柄は自由とする。
- ②レース中の一切の燃料及び油脂類、水の補給を禁止する。

33:信号旗／合図

信号旗、合図は国際モータースポーツ競技規則付則H項に準拠する。

※赤旗が提示された場合、すべてのドライバーはただちにレースを中止し、細心の注意を払い、必要に応じて停車できる態勢で、原則として7.5ポスト付近まで進行すること。予選の場合はピットインすること。

※オレンジ色の円形のある黒旗(通称…オレンジディスク)、または黒旗と競技番号を提示された車両のドライバーは、次の周回に自己のピットに戻り、停止(エンジン停止)しなければならない。提示された競技番号の車両のピットにもピットインの指示を示すように通知する。指示に従わないドライバーに対し競技会審査委員会の決定により罰則を与える場合がある。オレンジディスクを提示された車両は、機械的欠陥が修理され、技術委員長承認を得られた場合は、レースに復帰できる。

車両停止の場合、コース上で車両が停止あるいはトラックから離脱した場合、ドライバーは車両を安全な場所に移動させようとする役員に協力しなければならない。移動後、ドライバー自身が再スタートのための作業を始めることができる。その場合、ドライバーは再スタートをする旨の意思表示を役員に示さなければならない。

34:停車指示

- ①レース続行が競技長より危険とみなされるドライバー、車両についてはピットインを命ずるか、レースから除外されることがある。この決定に対する抗議は受け付けられない。
- ②技術委員長は参加車両に対して、いついかなるときでも安全を確認するためピットインを命じ、再車検を行うことができる。これに対する抗議は受け付けられない。

35:ピットレーンへの進入

- ①ピットへ出入りする際に通過するコース上の一部をピットレーンとして、ガードレールおよびホワイトまたはイエローの区分線でレースの走路と区分する。この区分は、いかなる場合でも横切ってはならない。横切った場合は罰則をあたえる場合がある。
ただし、競技会審査委員会で不可抗力と判定された場合はこの限りではない。
- ②安全確認・・・ピットレーンに進入する場合は、バックストレッチのイン側に沿って走行し、ピットロード入り口手前から方向指示器、あるいは手で合図して安全を確認し、速度制限標識から制限速度以下で走行しなければならない。
＜ピットレーンの制限速度---40km/h 以下とする＞

36:ピットストップ

- ①ピットロードに入った車両は、一旦正しく自己のピット前に停止し、エンジンは停止しなければならない。この時、安全確認のためにピットクルーの1名はかならず誘導を行うこと。
- ②誤って自己のピットを通り過ぎてしまった場合は、エンジンを止め、ピット審判員の了解を得てから、ピットクルーの手によってのみ自己のピットへ押し戻すことができる。自らの動力で後退した場合、ただちにレースより除外される。

37:ピット作業

- ①ピットインした車両に対しては登録されたピットクルー(3名)と、そのドライバーのみがピット区域で作業することができる。
- ②ピット責任者またはピットクルーの1名は、ピット作業ならびに車両の出入りについて監督誘導を行わなければならない。
- ③自己の所属するピット以外のピットに入ることを禁止する。また、喫煙等の火気は一切禁止され、消火器、機材の保全とともにすべての管理は当該ピット責任者が当たらなければならない。
- ④工具、部品などは予めピット前に置くことは出来ない。
- ⑤走行中のドライバーに対して、ピットサインを送ることができるのはピットクルーの1名とし、その位置は自己のピット内に限られる(ピットウォールは禁止する)。

38:ピットアウト

- ①エンジン始動は必ずドライバーが車両に着座してから行うこと。この場合押し掛けは許されない。ピットから再スタートしコースに戻る場合は、競技役員の指示に従いピットクルーの誘導の下に行うこと。
- ②ピットアウトする際ピットレーンの走行は、安全上速度制限解除地点まで制限速度以内で走行しなければならない。ピットアウトする際に通過するコース上の一部をピットレーンとして、ガードレールおよびホワイトの区分線でレースの走路と区分する。この区分は、いかなる場合でも横切ってはならない。横切った場合は罰則をあたえる場合がある。ただし、大会審査委員会で不可抗力と判定された場合はこの限りではない。
- ③ピットからコースに戻る時は、第1コーナーはイン側を走行し、レース走行中は他の車両の進路を妨害してはならない。

39:レース中の車両修理

①レース中の車両修理、調整、部品交換はその車に積み込んであるものか、ピットに準備した部品と工具によって行わなければならない。

②ピットに準備してある部品と工具による作業は、正規にピットインした車両のみに対して行うことができる。

コース上で停止した場合、ドライバー自身がピットから部品や工具を携行したり、あるいはピットクルーや他の者が携行したりしてはならない。また、コース上のドライバーに対しいかなる援助も禁止され、競技役員以外のものが停車した車両に触れることは許されない。これに対する違反者はただちにレースから除外される。

③やむをえない事情でピット以外のコース上で車両を修理、部品交換あるいは危険部分の除去を行う場合は、他の車両の支障にならない安全な場所に停車し、搭乗ドライバーがその車に積み込んである工具、部品によってのみ作業をしなければならない。

④ピット作業後のエンジン始動の際、車外のバッテリーを繋いで使用する場合は、車載バッテリーにピットクルーにより消火器のノズルを向け、すぐに使用できる状態にしなければならない。この場合の使用消火器は、車載の消火器とは別に各自で1.5kg以上の消火器を用意しなければならない。

40:レース中の規定

①レース中ドライバーは定められた走行路以外を走行することは出来ない。走行路以外を走行した場合は、罰則をあたえる場合がある。走行路とは、ホワイトラインで示される。

②レース中の車両はいかなる場合でもその車の動力で推進されなければならない。したがって人力あるいは他の車両の力によって押し進めたりし、決勝ラインを超えてはならない。ただし、ドライバーまたは競技役員によってコースから安全な場所に押し出す場合はこの限りではない。

③競技長の決定によりレースを非競技化するためにセーフティカーが使用される場合がある。セーフティカーの使用に当たっては国際モータースポーツ競技規則付則H項の規則を適用する。

④レース中にドライバーおよびピットクルーは、他の競技車の走行を妨害や危険な行為をしてはならない。審判員によって妨害、危険行為、と判定された場合は、大会審査委員会の決定により罰則が課せられる。この判定に対する抗議は受け付けられない。

41:棄権

①レース中の事故あるいは車両故障などでその後、競技続行が不可能になった場合は、原則として自己のピットに停車し、その旨を競技役員に届け出なければならない。

②コース上において走行不能となり棄権する場合は、安全な場所に停車し自らの安全を確保した後、最も近いコース委員にその旨を届け出なければならない。この場合コース委員に届け出る前に、腕をクロスさせるなどの態度でその意思を表明することがドライバーの義務であるが負傷、その他の理由で届け出や意思の表明ができない場合は、競技役員の判断に委ねられる。

③リタイヤ届けはドライバーが署名する事を原則とする。

42:競技終了

①順位の判定

1)優勝者はそのレース距離を最短時間で終了した者とする。順位決定は、周回数と決勝線の通過順位に基づいて行われるがチェッカーフラッグを受けた者を優先する。競技が中断された場合、最終周回までの結果により順位を判定する。

2)優勝者のレース距離の70%に満たない者の順位判定は行わない。

②レースの終了

1)先頭車が決勝線を通過と同時に、そのレースは終了したものとする。なお、先頭車が決勝線を通過後3分以内に決勝走行は終了する。

決勝線延長上にあっても、ピットロードは決勝線に含まれない。

2)レース終了は、チェッカーフラッグによって表示される。万一先頭を走行する車両が、規定の距離を完走しな

うちに誤ってチェッカーが振られた場合であっても、その競技はその時点で終了したものととして順位が判定される。

3)赤旗提示または事故その他の不可抗力等により、規定のレース距離に達せず中止になった場合は以下のように判定する場合がある。

①2周以内……………競技会審査委員会との協議により再スタート等の決定をし、参加者に通知される。その場合、周回数は当初の周回数から3周減算される。

②2周以上70%以内…競技会審査委員会との協議によりレースの成立を認める場合がある。
再レースの場合は、残りの周回数から3周減算する。

③70%以上100%未満…自動的にそのレースは成立したものとする。

④天候等で競技会が続行不可能な場合は、審査委員会と協議の上で予選結果をレース結果とする場合がある。

43:レース終了後の車両保管および再車検

①レース終了後の車両保管は、当該レースに参加した全車両に対して行われる。保管時間は原則としてそのレースの正式結果発表までとし、参加車両はパドック内の所定の場所に保管される。その際、車両には技術委員長の許可がない限り接触を禁止する。

②車両保管の解除は場内放送をもって指示する。保管解除後は速やかに車両を引き取らなければならない。

③入賞および抗議の対象となった車両についてはレース終了後速やかに車検を受けなければならない。再車検を受けない場合は罰則を与える場合がある。再車検の際は参加者もしくは代理人が責任をもって立ち会い、必要に応じて車両の分解組み立てを行い、それに必要な部品や工具、それらに伴う費用は参加者の負担とする。

関係当事者、役員以外のものが再車検に立ち会うことはできない。

④技術委員長は参加したすべての車両に対し、いついかなる場合においても再車検を行う権限を持つ。

44:抗議

①参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有している。ただし、本規則に規定された出場拒否または審判員の判定に対する抗議はできない。

②抗議は文書(書式は自由、常識の範囲内で作成)によっておこない、抗議料として1件につき21,200円を添え、競技長宛に、大会事務局を通じ各抗議の制限時間内に提出されなければならない。

③参加車両に対する抗議書は、抗議対象となる箇所、事項を明確に記載されていなければならない。抗議が受け付けられた場合、それに必要な車両の分解組み立てに要した費用は、その抗議が否決された場合は抗議提出者、抗議が成立した場合には抗議対象者が支払うものとする。車両の分解組み立てに要した費用は技術委員長が算定する。

④役務についている競技役員は、たとえ抗議が提出されている場合であっても、それと関係なく自分の権限と義務を執行することができる。

45:抗議の制限

①車両またはドライバーの参加資格に対する抗議は、その車両の当該レースのスタート1時間前までとする。

②車両検査に対する抗議は、決定直後に提出されなければならない。

③公式予選の結果およびスタート位置に対する抗議は、結果発表後30分以内に提出されなければならない。

④レース中の規則違反または過失、不正に対する抗議は、レース終了後30分以内に提出されなければならない。

⑤レース結果に対する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出されなければならない。

46:抗議の裁定

- ①抗議審査に当たり競技会審査委員会は必要に応じ、関係当事者および競技役員を証人として召喚し、陳述を求めることができる。
- ②審査後ただちに裁定が下されない場合、その裁定の発表の日時と場所を明らかにして裁定発表を延期することができる。
- ③競技会審査委員会の裁定結果は競技会審査委員長により、関係当事者(代表責任者1名)のみに口頭をもって通知され、その後公示される。
- ④抗議の関係当事者は、競技会審査委員会の裁定結果に服さねばならないが、国内競技規則第13章の規定にしたがってJAFへ控訴する権利を有する。

47:競技会の延期、中止に関する事項

保安上又は不可抗力による特別な事情がある場合は、競技会審査委員会の決定によって、その競技会を延期または中止することができる。

中止の場合、参加料は返還される。

延期の場合、参加料はその当該競技会が延期された開催日までオーガナイザーが保管する。しかし、参加者が延期された競技会へ参加しない場合は、参加料は返還される。参加料返還の場合は返還料及び事務手数料として2,000円を申し受ける。

48:賞典

各レースとも各クラスの1～6位までに賞典を与える

49:賞典の制限

各クラスの参加台数が12台未満の場合は、賞典を参加台数の50%までとする。(小数点以下は切り捨て)

50:損害の補償

- ①参加者、ドライバーはその参加車両および付属品、ならびにレース施設、機材、器具に対し、自己の行為によって生じた損害の補償の責任を負うものとする。
- ②参加者、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者、主催者および大会役員が、一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなくてはならない。

51:本規則の解釈

本規則ならびに競技の規則に関する質疑は、大会事務局あてに質疑申し立てができる。その回答は競技会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

52:本規則の違反

- ①本競技会における罰則は2025筑波サーキット4輪一般競技規則に準じる。
- ②ドライバーまたは車両に対するタイムペナルティ、あるいは失格についての決定は競技会審査委員会によりなされ、競技長を経て当該参加者に通知される。

53:公式通知

本規則に記載されていない競技運営に関する実施内容、参加者に対する指示内容は公式通知によって示す。

54:本規則の施行

本規則は参加申し込みと同時に効力を発する。

2025年4月1日

JCCA筑波ミーティング
大会組織委員会／大会事務局